



2024年11月5日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 プ ロ グ リ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岡 田 祥 吾
(コード番号 9560 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 谷 内 亮 太
TEL. (03)6381-7760

取締役報酬額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年11月5日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役報酬額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、取締役報酬額の改定及び本制度の導入に関する議案を2024年11月27日開催予定の第8回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

I 取締役報酬額の改定について

当社の取締役の報酬限度額は、2019年10月1日開催の臨時株主総会で年間総額100,000千円以内とご承認いただき、現在に至っております。

今般、役員報酬制度の見直しに伴い、本株主総会において、取締役報酬額を年額140,000千円以内（うち社外取締役分は10,000千円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

II 本制度の導入について

1 本制度の導入目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び当社の業績と取締役の報酬との連動性を明確にすることを目的として導入するものです。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

上記Iに記載のとおり、当社は、本株主総会において取締役報酬額の改定につきご承認をお願いいたしますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2 本制度の概要

本制度は、一定期間当社の取締役等の地位にあること等を条件として譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を付与する事前交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」といいます。）、及び一定期間の業績目標を達成したこと等を条件として譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を付与する業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」といいます。）で構成することといたします。

本制度による譲渡制限付株式の付与は、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法のいずれかの方法により行うものといたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間60,000株以内とし、その報酬総額は、現行の取締役報酬額とは別枠で年額60,000千円以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。）。

また、上記②の方法により当社の普通株式を発行又は処分する場合、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、社外取締役の関与・助言を受けた上で、その意見を尊重して代表取締役に一任いたします。

各制度の概要は次のとおりです。

【本制度Ⅰ】

本制度Ⅰは、対象取締役に對し、当社の普通株式に当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間Ⅰ」といいます。）の譲渡制限を付した譲渡制限付株式を付与する制度です。

本制度Ⅰによる譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅰ」といいます。）を締結するものとし、その内容として、概要、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限期間Ⅰの間、譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」という。）をしてはならないこと
- ② 対象取締役が、当社の取締役会が定める役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位にあったことを条件として、本制度Ⅰにより交付された株式の全部について、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限を解除すること
- ③ 対象取締役が、法令、社内規則又は本割当契約Ⅰの違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当社は、当該株式を当然に無償で取得すること

【本制度Ⅱ】

本制度Ⅱは、当社の普通株式に譲渡制限を付した譲渡制限付株式を付与し、当社の取締役会において、業績評価期間（以下「評価期間」といいます。）及び評価期間中の業績目標を定めて、評価期間終了後に当該業績目標を達成したことを条件として譲渡制限を解除する業績条件型譲渡制限付株式報酬制度です。

本制度Ⅱによる業績条件型譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で業績条件型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅱ」といいます。）を締結するものとし、その内容として、概要、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」という。）、譲渡等をしてはならないこと
- ② 対象取締役が、当社の取締役会が定める役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったこと、及び、当社の取締役会が定める期間中の業績目標等（利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他当社の経営方針を踏まえた指標等）を達成したことを条件として、本制度Ⅱにより交付された株式の全部又は一部について、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限を解除すること
- ③ 対象取締役が、法令、社内規則又は本割当契約Ⅱの違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、及び、譲渡制限期間Ⅱの満了時点において当社の取締役会が定めた業績目標等を達成することができなかった場合、当社は、譲渡制限が解除されなかった当該株式を当然に無償で取得すること

以上